

3. 緊急円高・経済対策

平成7年4月14日
経済対策閣僚会議

目次

I 内需振興策

- (1) 平成7年度補正予算の編成
- (2) 公共事業等の積極的施行
- (3) 適切かつ機動的な財政運営
- (4) 公共投資基本計画の実施

II 規制緩和の前倒し、輸入促進策等

- (1) 規制緩和推進計画の前倒し
- (2) 輸入促進のための具体策
- (3) 輸入拡大のためのインセンティブ強化
- (4) 石油国家備蓄の推進
- (5) 政府調達
- (6) 国際空港等空港建設に係る外国企業の参入機会の拡大

III 円高差益還元と公共料金の引下げ等

- (1) 一般輸入消費財等の円高差益還元等
- (2) 公共料金の引下げ等

IV 円高による影響への対応

- (1) 中小企業対策
- (2) 農林漁業対策
- (3) 雇用対策

V 経済構造改革の推進

- (1) 経済フロンティアの拡大
- (2) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組
- (3) 対日投資の促進
- (4) 事業環境の国際的調和に向けた検討
- (5) 法人課税のあり方

VI 金融・証券市場に関する施策等

- (1) 金融機関の不良債権の早期処理
- (2) 証券市場の活性化
- (3) 金融派生商品に関する措置
- (4) 円の国際化の推進

(別紙) 公共料金の引下げ等

最近の急激な為替レートの変動は、緩やかながら回復基調をたどってきている我が国経済の先行きに重大な悪影響を及ぼす恐れがある。

こうした事態に対処するためには、国際通貨市場の安定のために必要な各般の国際的協調行動の努力を続ける一方で、我が国として自ら緊急にとり得るあらゆる措置をとる必要がある。

このため、政府は、

1. 景気の先行きに生じている不透明感を払拭し、現在の回復基調をより確実なものとするとともに、我が国経済の中長期的発展を確保するため、機動的に内需振興を図ること
2. 現在縮小傾向にある経常収支黒字をさらに大幅に削減するとの強い決意を改めて確認しつつ、市場アクセス改善等を促進するための規制緩和を前倒し実施すること
3. 円高メリットの迅速な浸透を図るほか、円高の被害の大きな企業や雇用者のための対策、経済フロンティアの拡大等の経済構造改革策、金融・証券市場対策、等を拡充すること

を主眼に、以下の通り、緊急円高・経済対策を講ずることとする。

記

I 内需振興策

本格的な景気回復基調への移行をより確実にするため、以下のような適切かつ機動的な内需の振興措置を講ずる。

(1) 平成7年度補正予算の編成

- ① 平成7年度補正予算の編成作業を鋭意進め、これを極力繰り上げて提出できるよう最大限努力する。
- ② その内容としては、阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業を可能な限り盛り込むと同時に、地震災害等の防止のため、緊急に対応すべき事業や円高の影響により厳しい環境に直面している中小企業に対する対策、輸入促進策等にきめ細かく配慮するほか、急速な円高に対応して我が国経済・産業構造の改革を更に推進するため、新しい産業の創出につながる情報通信及び科学技術の両分野における追加を行うものとする。

その際、輸入拡大、規制緩和、構造改革等の重要分野については、投資的経費、経常的経費の仕分けにとらわれることなく、必要な予算措置を講ずる。

③ その際、財源については4条公債に限らず公債政策を活用する。

(2) 公共事業等の積極的施行

① 平成7年度における公共事業等の執行にあたっては、被災地域の実情等を踏まえつつ、できる限り積極的な施行を図る。

② 地方公共団体においても、これに準じて地方単独事業を含む公共事業等の積極的な施行を図るよう要請する。

(3) 適切かつ機動的な財政運営

今後の震災復興計画の策定状況、景気回復の動向等を踏まえつつ、引き続き適切かつ機動的な財政運営に努める。

(4) 公共投資基本計画の実施

公共投資基本計画630兆円については、高齢化が本格化する21世紀に向け、財政の健全性に配慮しつつ、積極的な計画の促進を検討する。

II 規制緩和の前倒し、輸入促進策等

現在縮小傾向にある経常収支黒字をさらに削減するため、以下の具体策を講ずる。

(1) 規制緩和推進計画の前倒し

① 規制緩和推進計画（平成7年3月31日閣議決定）については、先月末策定されたばかりであるが、その後の事態の急変に鑑み、予算・人員の手当てを講ずることにより、平成9年度までの3年計画として前倒し実施することとする。

② 規制緩和を通じた市場アクセス改善を実効性あらしめ、競争政策の積極的展開を図るため、公正取引委員会の組織・人員の機能強化を含めた独占禁止法の運用強化を図る。

(2) 輸入促進のための具体策

思い切って輸入の促進を図るため、以下の方策について具体策の検討を行い、

今国会中に提出予定の平成7年度補正予算における対応も含め所要の措置を講ずる。

① 自動車・自動車部品の輸入の促進

輸入自動車・自動車部品常設展示場の新設等により、国内市場への輸入の幅広い浸透を図る。

また、外国製自動車部品の輸入の促進に資する施設等の整備・充実を図る。

② 輸入住宅等の積極的導入

i) 住宅、建材等の輸入の促進を図るため、建材等のショールーム等を有する輸入住宅・部材アクセススマート（仮称）の設置を行うとともに、輸入住宅常設展示場の拡充を図る。加えて、消費者、施工者等に対し、情報提供等の措置を講ずる。

ii) 阪神・淡路大震災被災地をはじめ全国において低廉、良質な輸入住宅等の積極的導入を図ることにより、円高メリットを生かしつつ住生活の向上を図るため以下の「すまいアップ事業（仮称）」を推進する。

- ・ 被災地等において輸入住宅等の展示、相談、情報提供等を行う「すまいアップセンター（仮称）」の設置
- ・ 住都公団、住宅公社等による輸入住宅をはじめとする低コストモデル団地の整備

iii) 復興住宅（共同建）建設用に設定する住宅部品、設備の規格を事前に公表し、当該規格を満たす部品、設備の調達について参入機会を拡大する「海外住宅部品活用推進事業」を創設する。

iv) 2×4工法の要求性能を満たす海外建築資材の受入れの促進を図る。

v) 本年5月に「建設産業輸入促進会議」を開催する。

(3) 輸入拡大のためのインセンティブ強化

① 政府関係金融機関の輸入関連融資制度の拡充により、輸入拡大規模の大きい住宅、自動車等の輸入の拡大を図る。

② 輸入促進税制の拡充の検討を行う。

③ 対日市場アクセス改善を図る観点から、競争阻害的な民間取引慣行の是正に取り組む。

(4) 石油国家備蓄の推進

石油について、国家備蓄の前倒しを行う。

(5) 政府調達

政府調達の分野において引き続き内外無差別の原則の下、外国製品に対し、公正な競争の機会を与える。

(6) 国際空港等空港建設に係る外国企業の参入機会の拡大を図る。

III 円高差益還元と公共料金の引下げ等

円高の進展を踏まえ、物価の安定をより一層促進するため、以下の措置を講ずる。

(1) 一般輸入消費財等の円高差益還元等

① 関係業界への円高差益還元要請等

円高メリットが速やかかつ十分に国民生活に還元されるよう、農林水産物、消費財、サービス、出版物、住宅及び住宅関連資材、石油製品等に関係する業界に対し、4月中を目途に文書により要請を行う。小売業界等に対しては、さらに必要に応じ、輸入消費財の積極的取扱い等を要請し、円高差益還元の機会を提供する。

② 情報収集の充実及び消費者・事業者への情報提供の強化

円高差益還元の促進のため、輸入消費財等価格動向等調査の実施、貿易統計、物価ダイヤルの活用等により、情報収集・提供の充実・強化を図る。

(2) 公共料金の引下げ等

公共料金については、「今後の公共料金の取扱いについて」（平成6年11月18日閣議了解）に基づき厳正に取り扱うこととし、為替レートの動向等を注視しつつ、可能な限りその引下げ等に努め、別紙の措置を講ずる。

IV 円高による影響への対応

(1) 中小企業対策

急激な円高が進展する中、中小企業の経営基盤の安定及び強化を図るとともに、構造的な対策が必要な中小企業の新規事業分野開拓を支援するため、以下の措置を

講ずる。

① 中小企業の経営基盤の安定・強化対策

- i) 円高による影響を受ける中小企業の運転資金調達の円滑化を図るための新たな低利融資制度を国民金融公庫、中小企業金融公庫等に設ける。
- ii) 緊急経営支援貸付制度（体質強化基金）の取扱期間の更なる延長を行う。
- iii) 中小企業信用保険について、円高による影響を大きく受ける中小企業を対象に、保険限度額が倍額となる特例保険制度を創設する。
- iv) 円高により経営の悪化している小企業等のため、国民金融公庫の小企業等経営改善資金融資制度（マル経制度）の貸付限度額を引き上げる。
- v) 円高をめぐる中小企業の経営上の悩みにきめ細かく対応する産地等緊急相談事業や、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等による緊急相談及び下請企業のための発注開拓の強化など中小企業経営の安定・強化のための所要の措置を講ずる。

② 中小企業の構造改革対策

- i) 国民金融公庫、中小企業金融公庫等における中小企業新分野進出等円滑化貸付について、貸付枠の追加、要件緩和及び特別貸付限度額の引上げを行う。
- ii) 事業に新規性が認められる中小企業に対する融資制度（「新事業振興貸付制度（仮称）」）を商工組合中央金庫に新たに設ける。
- iii) 「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法」を4月14日付けで施行する。また、本法及び「特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法」が中小企業によって更に積極的に活用されるよう、事業開拓等に関するきめ細かな実地指導を行う「事業開拓コンサルティング事業（仮称）」を中小企業事業団に創設する。
- iv) 輸入実務及び輸入支援施策等につき知見を有するアドバイザーを中小企業事業団に設置することにより、中小流通業者等による輸入への取組を支援する。

(2) 農林漁業対策

今後の円高による影響を注視しつつ、低利融資の拡大等資金融通の円滑化を図る。

(3) 雇用対策

- ① 円高等による新たな失業の発生を防止するため、雇用調整助成金について現行講じている特例措置を当面継続する。

- ② また、円高等による影響に対処し、「失業なき労働移動」の実現のため、7

月1日の「特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法」の施行後直ちに事業主が法に基づく助成・援助措置を活用できるよう、特定雇用調整業種の迅速かつ適切な指定、事業主団体を対象とした説明会の実施、地域レベルでの円高等雇用対策協議会(仮称)の設置など所要の措置を早急に講ずる。

- ③ さらに、円高の下で、高付加価値化や事業転換に取り組む企業の人材育成を推進する。

V 経済構造改革の推進

内需振興によって実現される良好な経済環境の下、将来の展望を切り開くため、経済構造改革を一層加速することとし、特に次の分野について積極的な施策の展開を図る。

(1) 経済フロンティアの拡大

- ① 効果的な新規事業の育成のため、店頭市場の改革等制度的な見直しを含め資金調達環境の整備を行う。また、産業構造転換・雇用対策本部決定(平成6年12月27日)に基づき、中堅企業を含む企業の事業革新を一層推進するため先般成立した「事業革新法」の活用を図り、既に活用されている「中小企業新分野進出等円滑化法」に加え、先般成立した「中小企業創造活動促進法」を円滑に実施するとともに、我が国において今後重要となる知的資産を創造していくため、ハード、ソフト両面にわたる研究開発のインフラの整備、国等の研究開発の強力な推進、本年中に策定することとなっている高度情報通信社会推進に向けた基本方針(平成7年2月21日高度情報通信社会推進本部決定)に基づく各省指針を可能な限り早期に策定する等の高度情報通信社会の推進を行う。

- ② ゆとりと豊かさのある国民生活を実現するため、労働時間の短縮を進めるとともに、消費者の選択の幅の拡大に資する新規産業の振興を図る。

(2) 内外価格差の是正・縮小に向けた新たな取組

内外価格差の是正・縮小に向けて、政府一体として取り組むため、消費財のみならず、中間財やサービスについても、毎年一斉に内外価格差調査を実施するとともに、調査結果を踏まえて要因分析を行い、これらを公表する。また、この要因となっている政府規制の見直しを行い、その結果を踏まえ、規制緩和推進計画の改定に反映させる。さらに、内外価格差の要因となっている競争制限的行為に

ついて、独占禁止法の厳格な運用を行うとともに、競争阻害的又は非効率な民間取引慣行の是正を図る。

(3) 対日投資の促進

諸外国から我が国への投資を歓迎する旨の「対日投資会議声明（仮称）」を発表し、政府の対日投資促進姿勢を内外に明らかにすること等により、対日直接投資の積極的な促進を図る。

(4) 事業環境の国際的調和に向けた検討

企業を取り巻く法・制度について、経済構造改革をより一層加速する観点から、国際的調和を踏まえつつ、可能な限り速やかに見直しを行う。

(5) 法人課税のあり方

法人課税については、公正・中立を基本とし、産業構造の変化等を踏まえ、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった基本的方向に沿って検討を行う。

VI 金融・証券市場に関する施策等

(1) 金融機関の不良債権の早期処理

金融機関の不良債権の処理を一段と促進し、経済活動に必要な資金の円滑な供給を図るため、以下の対応を行う。

① 金融機関の不良債権については、預金者保護に配慮しつつ、金利減免等を行っている債権をも含め、従来からの発想にとらわれることなく概ね5年の間に積極的な処理を進め、問題解決の目処をつけることとする。

② 金融機関経営の自己規律を高めるとともに、透明性の高い金融市場を形成するため、信用秩序に与える影響等に配慮しつつ、早急に金融機関の実態に即した十分な経営内容の開示を行う。

(2) 証券市場の活性化

① 証券市場の活性化のための環境整備を進めるため、以下の措置を講ずる。

- i) 本年1月からの投資信託改革の着実な推進を図るとともに、新しいタイプの投資信託である日経300株価指数連動型上場投資信託を来月中旬に上場する。
- ii) 研究開発型、知識集約型等の新規事業を実施する企業の資金調達に資するた

め、本年6月を目途とする日本証券業協会の検討結果を踏まえ、店頭登録基準の特則を設ける等の措置を講ずる。

iii) 本年6月の定時株主総会に向け、発行企業に対し、株主に対する利益還元策として自己株式取得への積極的取組を要請する。

iv) 少額での株式投資を可能とし、個人投資家の株式投資の促進等のため、投資単位引下げの促進を図る。

v) 社債に関する適債基準及び財務制限条項の設定の義務づけを平成8年1月に撤廃するとともに、投資家保護の観点から開示制度の整備を図る。

② 有価証券取引税については、株式譲渡益課税を含む証券税制全体の中で、そのあり方を検討する。

(3) 金融派生商品に関する措置

金融派生商品取引の拡大に鑑み、金融機関による金融派生商品取引についての開示の拡大、国際統一基準による自己資本比率規制の一層の整備等を図る。

(4) 円の国際化の推進

① 円建取引の推進

現在円建取引は、輸出で約4割、輸入で約2割の水準に止まっているが、円建取引は企業の為替変動リスクの回避に資することから、円建取引の推進のための企業の積極的な努力を歓迎する。

② アジア諸国通貨当局との関係緊密化

円の国際化及び為替市場の安定の観点も踏まえ、アジア諸国の通貨当局との関係の一層の緊密化に努める。

(別紙) 公共料金の引下げ等

① 国内電話料金

平成6年11月から特定通話先指定型割引料金を、平成7年3月から特定市外局番指定型割引料金を導入しており、今後更に、割引料金の拡充等長距離通話料金の引下げについて検討する。

② 国際電話料金

平成6年12月から国際電話料金の引下げを実施しており、今後更に、割引料金の拡充等国際電話料金の引下げについて検討する。

③ 専用線料金

平成6年12月及び平成7年2月から国際専用線料金の引下げを実施しており、今後更に、国際専用線料金の引下げの実施を促進する。また、国内長距離専用線料金の引下げについても、実施を促進する。

④ 自動車・携帯電話料金

一部の自動車・携帯電話料金について、平成7年4月から通話料の引下げを実施しており、今後更に、通話料の引下げの実施を促進する。

⑤ 国内郵便料金

広告郵便物等について料金割引率の法定上限を廃止する法案を国会に提出しており、法律施行後速やかに割引率の拡大を実施する予定である。また、カタログ小包等についても割引制度の導入を検討する。

⑥ 国際郵便料金

国際レタックス料金の引下げについて検討する。また、航空郵便より料金が安いエコノミー航空サービスの対象を印刷物及び小包に加え、小型包装物にも拡大することを検討する。

⑦ 電気・ガス料金

電気・ガス料金については、平成6年10月以降差益還元措置を実施しているところであり、今後とも、為替レートや原油価格の動向等を注視しつつ、相当額の差益が継続して発生する状況になった時点で適切に対応する。

⑧ 工業用アルコール価格

為替レートや原料である粗留アルコール価格の動向等を注視しつつ、相当額の差益が継続して発生する状況になった時点で適切に対応する。

⑨ 学校給食用輸入牛肉の売渡価格

日本体育・学校健康センターは、平成7年4月から各都道府県学校給食会へ売り渡す学校給食用輸入牛肉の価格を引き下げたところであり、今後とも為替レートの動向等に応じて適切に対応する。